

青梅市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 8 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

職員の多様な働き方を支援するとともに、在職中の職責をより一層反映させるため、退職手当の基本額にかかる特例を設けたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

青梅市職員退職手当支給条例（昭和 2 6 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 4 第 1 項中「第 3 条」を「第 3 条、第 3 条の 2」に改める。

第 3 条第 1 項中「次条」を「第 4 条」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額にかかる特例）

第 3 条の 2 退職した者の基礎在職期間（第 7 条第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。）のうち市規則で定める期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による変定により当該変定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）その他市規則で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該減額日以後に

給料月額の変動をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する市規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額にかかる減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職の日におけるその者の給料月額に、次のアに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 4/3以上 特定減額前給料月額に4/3を乗じて得た額

(2) 4/3未満 特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額および退職の日におけるその者の給料月額に4/3から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第4条中「前条」を「第3条」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 第2条の4第2項第2号の規定に該当する者に対する第3条の2の規定の適用については、同条第1項中「前条の」とあるのは「第5条第1項の規定により読み替えて適用する前条の」と、同項第1号中「および特定減額前給料月額」とあるのは「ならびに特定減額前給料月額および

特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額（次項において「加算額」という。）の合計額」と、「前条第1項の」とあるのは「第5条第1項の規定により読み替えて適用する前条第1項の」と、同項第2号中「給料月額に、」とあるのは「給料月額および退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、」と、同号イ中「前号に掲げる額」とあるのは「その者が特定減額前給料月額にかかる減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額」と、同条第2項中「前項の」とあるのは「第5条第1項の規定により読み替えて適用する前項の」と、同項第1号中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前給料月額および加算額の合計額」と、同項第2号中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前給料月額および加算額の合計額」と、「および退職の日におけるその者の給料月額」とあるのは「ならびに退職の日におけるその者の給料月額および退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の青梅市職員退職手当支給条例の規定は、令和3年3月31日以後の退職にかかる退職手当について適用し、同日前の退職にかかる退職手当については、なお従前の例による。